

令和8年1月29日

まちづくり委員会資料

1 所管事務の調査（報告）

（1）川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例及び同条例施行規則の改正に伴う パブリックコメントの実施結果について

資料 川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例及び同条例施行規則の改正に伴うパブリックコメントの実施結果について

参考資料1 川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例及び同条例施行規則の改正に伴うパブリックコメントの実施について

参考資料2 川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例

まちづくり局

川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例及び同条例施行規則の一部改正に伴う パブリックコメントの実施結果について

1 概要

川崎市では、「川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例」の規定に基づき、一定規模以上の建築物の新築、増築等を対象に、建物の規模や用途、また用途地域などに応じて基準値を定め、自動車、荷さばき車及びバイクにそれぞれの駐車施設の附置を義務付けています。

この度、駐車場法施行令の一部改正に伴い、一定規模以上の新築共同住宅に対して荷さばき自動車用駐車施設の附置を義務付けるとともに、荷さばき自動車用駐車施設の規格を変更する改正を行うことから、川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例及び施行規則の一部を改正することについて、市民の皆様からの御意見を募集しました。

その結果、3通（意見総数8件）の御意見をいただきましたので、御意見の内容とそれに対する市の考え方を次のとおり公表いたします。

2 意見募集の概要

題名	「川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例」の改正案について御意見を募集します
意見の募集期間	令和7年12月3日(水)から令和8年1月7日(水)まで
意見の提出方法	電子メール（専用フォーム）、郵送、持参、FAX
意見の周知方法	<ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページ ・各区役所市政資料コーナー ・かわさき情報プラザ（川崎市役所本庁舎2階） ・市政だより ・まちづくり局交通政策室（川崎市役所本庁舎19階）
結果の公表方法	<ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページ ・各区役所市政資料コーナー ・かわさき情報プラザ（川崎市役所本庁舎2階） ・まちづくり局交通政策室（川崎市役所本庁舎19階）

3 結果の概要

意見提出数（意見総数）	3通（8件）
電子メール	3通（8件）
ファクス	0通（0件）
郵送	0通（0件）
持参	0通（0件）

4 案に関するパブリックコメントの実施結果

（1）実施結果

ア 実施期間：令和7年12月3日（水）～令和8年1月7日（水）【36日間】

イ 意見総数：3通 8件

ウ 意見の対応区分：

	項目	A	B	C	D	E	計
1	条例改正全般について		2		3		5
2	車高に関する基準について				3		3
	合計		2		6		8

【対応区分】 A：意見を踏まえ反映したもの B：意見の趣旨が案に沿ったもの C：今後の参考とするもの D：質問・要望で案の内容を説明するもの E：その他

(2) 主な意見と本市の対応

ア 主な意見

今回の条例改正案の趣旨に沿った意見や、緩和規定を設けるべきなどの意見が寄せられました。

イ 本市の対応

いただいた意見を参考に取組を進めていくこととし、条例については、当初お示しした内容に沿って改正に向けた手続を進めていきます。

1 条例改正全般について（5件）

No.	意見（要旨）	本市の考え方	対応区分
1	再開発事業等のように長期間を要し、多くの関係者と段階的に合意形成を進めている事業については、途中段階で制度が変更されると事業計画への影響が大きいことから、 <u>既に事業認可等がなされている計画については、改正規定の適用を免除すべきではないか。</u> （同種の意見他1件）	再開発事業等は長期間にわたり計画調整が行われ、事業計画が相当程度確定している場合があることから、途中での制度変更が大きな影響を及ぼすことも考慮する必要があります。 このため、 <u>改正案においても、これまでと同様に条例施行時に既に工事に着手している建築物や、施行日前に都市計画決定された事業に係る建築物で、施行日以後に当該事業により新築されるものについては、改正後の規定を適用しない経過措置を設けることを予定しています。</u>	B

No.	意見（要旨）	本市の考え方	対応区分
2	大規模な複合用途建築物では、建築計画段階で県警と交通への影響について協議を行っているため、 <u>条例施行前に警察協議を完了している案件については、荷さばき用駐車施設の設置義務を免除してほしい。</u> （同種の意見他2件）	<p>交通管理者との協議は、大規模建築物の建築により交通量の増加が見込まれることから、駐車施設の配置等について計画段階で調整を行い、交通事故や交通渋滞の防止・軽減を図ることを目的としています。</p> <p>一方、<u>条例によって定める荷さばき用駐車施設の設置基準は、共同住宅における日常的な荷さばき需要に対応するため、建築物に必要な設備水準をあらかじめ明確にするものであり、交通管理者協議とは役割が異なるため、当該協議の実施有無やその内容をもって設置義務を免除することは考えていません。</u></p> <p>なお、改正案では、既に事業が進んでいる建築計画への配慮として、条例の施行時点で工事に着手している建築物や、施行日前に都市計画決定がなされた事業に基づいて建築されるものについては、改正後の規定を適用しない経過措置を設けています。</p>	D

2 車高に関する基準について（3件）

No.	意見（要旨）	本市の考え方	対応区分
3	<p><u>荷さばき用駐車施設の天井高の基準を引き上げると、階高や躯体寸法への影響が大きくなり、事業者にとって大きな負担となる場合があるため、適用させる台数は最低1台分のみにするなど、何らかの緩和措置を設けるべきではないか。</u></p> <p>また、基準は2トン車の車高を想定しているが、近年では宅配や配送にミニバンなどが用いられるケースも増えている。（同種の意見他2件）</p>	<p>改正案では、新たに一定規模以上の共同住宅について、建築物の床面積や戸数に応じて算定した台数の荷さばき自動車用駐車施設の設置を義務付けています。</p> <p><u>荷さばき自動車用駐車施設の車高に係る基準については、近年の貨物車両の最大車格の車両が利用できる高さとするため、はり下の高さ3.2メートル以上に変更していることから、新たに設置するものについては、新たな基準で設置していただき、適用台数の緩和措置は設けないこととしました。</u></p>	D

川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例及び同条例施行規則の 改正に伴うパブリックコメントの実施について

【説明内容】

- 1 駐車場の附置義務条例について
- 2 条例の一部改正の理由
- 3 条例の改正（案）の内容
- 4 今後のスケジュール

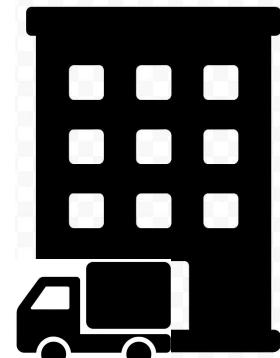
1 パブリックコメント実施の概要

本市では、川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（以下「条例」という。）を定めるとともに、川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則（以下「施行規則」という。）を定め、一定規模以上の建築物に対し、駐車場の附置を義務付けています。

今回、駐車場法施行令が一部改正されたことに伴い、新たに一定規模以上の共同住宅に荷さばき自動車用駐車施設の附置を義務付けるとともに、荷さばき自動車用駐車施設の規格を変更する改正を行うことから、意見を募集するため、パブリックコメントを実施します。

条例等の改正の内容

- （1）共同住宅に荷さばき自動車用駐車施設の附置を義務付けます。
- （2）荷さばき自動車用駐車施設の設置規格（高さ）を変更します。



2 駐車場の附置義務条例について

(1) 駐車場法

建築物の新築又は増築にあたり、特定用途に供する部分が一定規模以上である場合に、建築主に対して駐車施設の附置を義務付ける条例を地方自治体が制定できることが規定されています。

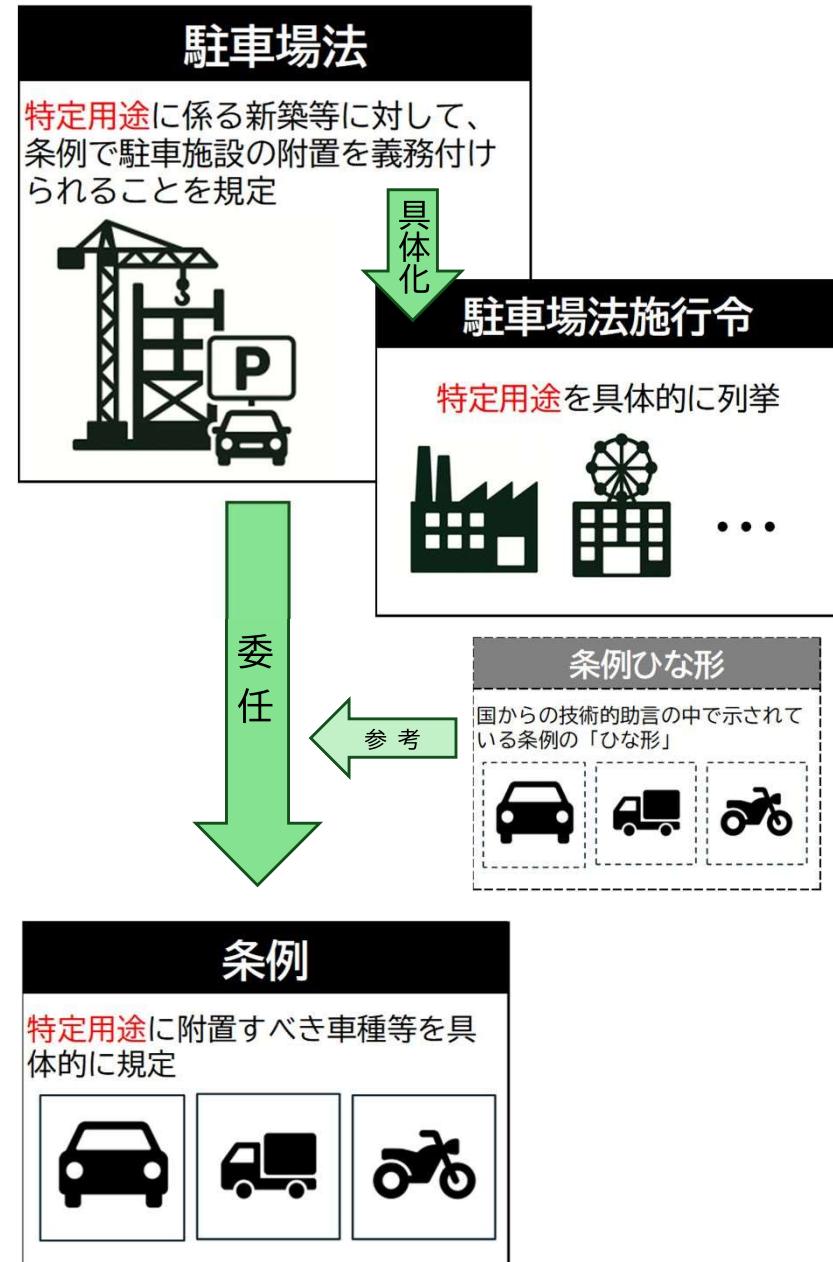
(2) 駐車場法施行令

特定用途として劇場、映画館等の用途が具体的に列挙されています。

【特定用途（現行）】
劇場、映画館、演芸場、観覧場、放送用スタジオ、公会堂、集会場、展示場、結婚式場、斎場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、待合、キヤバレー、カフエー、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、ボーリング場、体育館、百貨店その他の店舗、事務所、病院、卸売市場、倉庫及び工場

(3) 条例

地方自治体は、駐車場法の規定に基づき、国からの技術的助言として示されている駐車場条例のひな形となる標準駐車場条例（以下「条例ひな形」という。）を参考にして、駐車場の附置義務条例を制定しています。



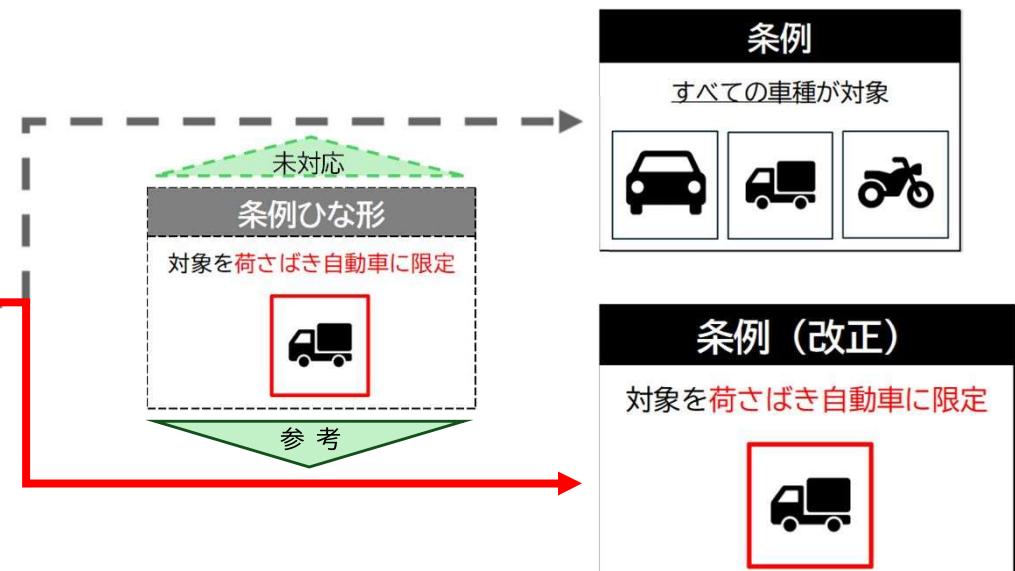
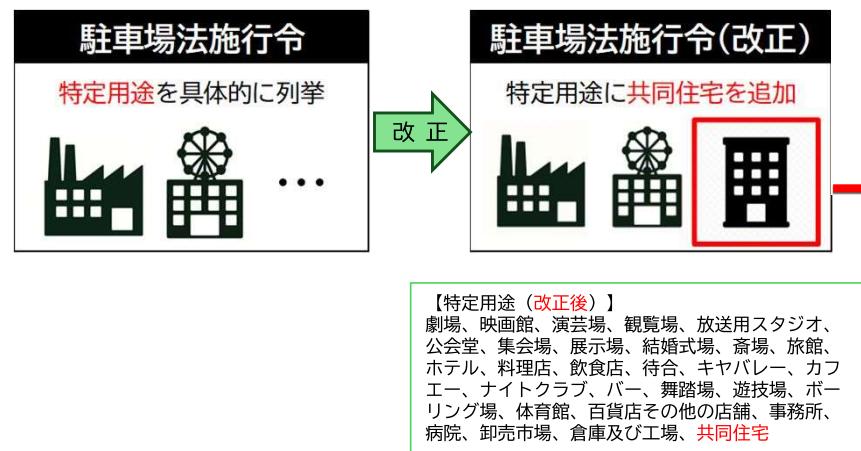
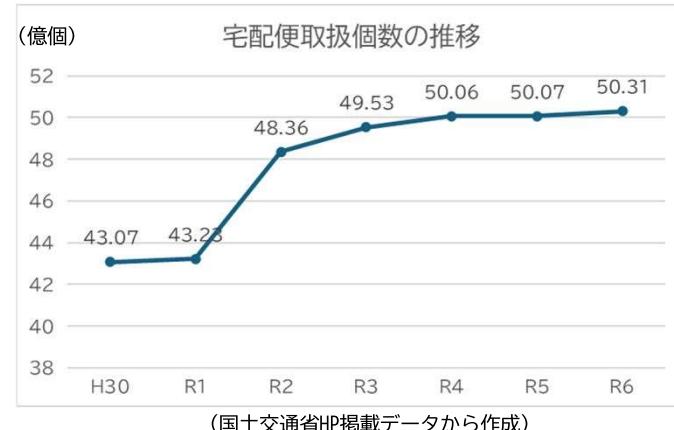
3 川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部改正の理由

(1) 駐車場法施行令の改正

近年の電子商取引の増加に伴う宅配需要の増加等により、共同住宅の新築等に起因する外部からの駐車需要が大きくなつたため、共同住宅が特定用途に追加されました（令和8年4月1日施行予定）。

(2) 条例の改正

特定用途になったことに伴い、共同住宅においても駐車場の附置義務が生じることから、駐車需要の増加の影響が荷さばき自動車に限られることを踏まえ、条例ひな形を参考にして、荷さばき自動車用駐車施設に関する条例及び条例施行規則を改正します。



4 条例の改正（案）の内容

（1）共同住宅への荷さばき自動車用駐車施設の附置義務の追加

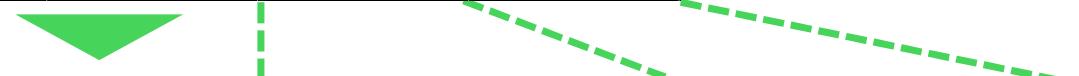
一定規模以上の新築される共同住宅に対し、戸数に応じて荷さばき自動車用駐車施設の附置を義務付けます。

なお、義務台数の増加は大きな負担増になることから、荷さばき自動車用駐車施設を設けたときは、特定自動車用の駐車施設を2台附置したものとみなし、その台数を特定自動車用の駐車施設の台数に含めることができる旨を規定した従来の条項を適用できるものとします。

【改正前】

対象地域	商業・近商				周辺地区等※
建物用途	百貨店その他の店舗の用途に供する部分	事務所の用途に供する部分	倉庫の用途に供する部分	特定用途に供する部分（左記の用途に供する部分を除く。）	特定用途に供する部分
基準値	2,500m ² /台	6,000m ² /台	2,000m ² /台	5,000m ² /台	5,500m ² /台

※ 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域



【改正後】

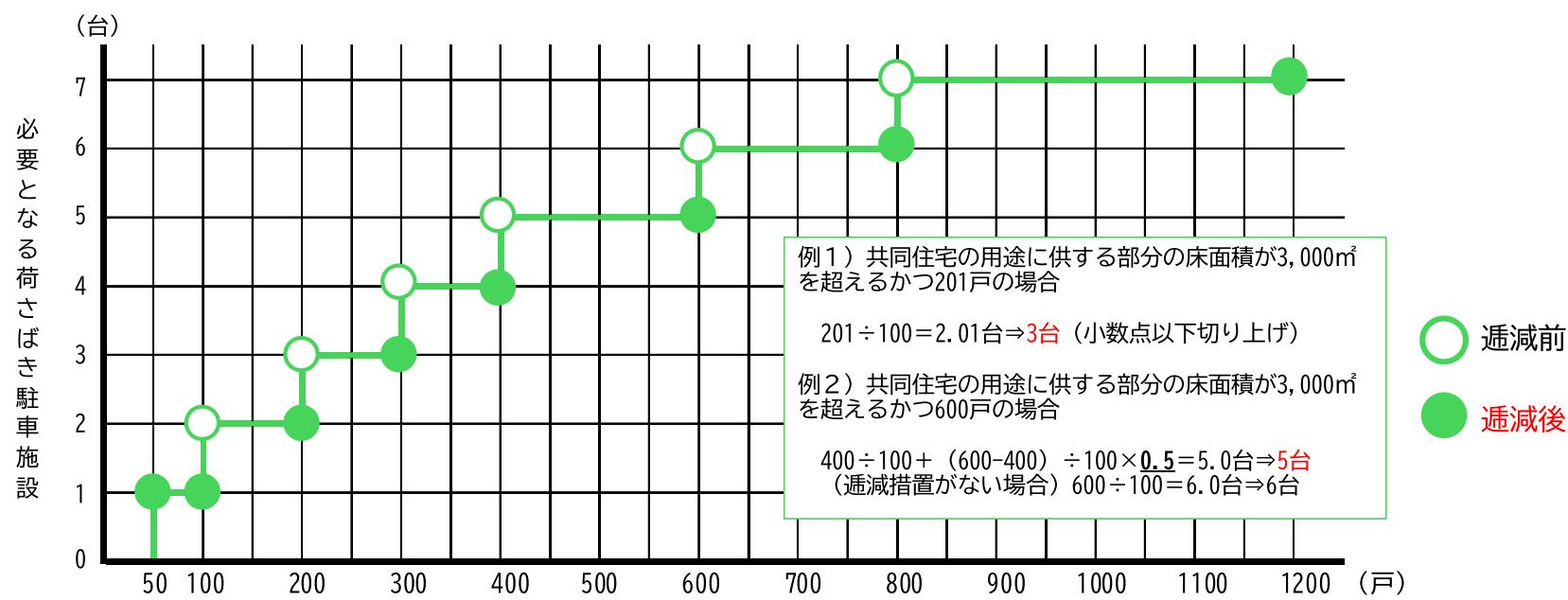
対象地域	商業・近商				周辺地区等	
	百貨店その他の店舗の用途に供する部分	事務所の用途に供する部分	倉庫の用途に供する部分	特定用途に供する部分（左記の用途に供する部分を除く。）	共同住宅の用途に供する部分	特定用途に供する部分
基準値	2,500m ² /台	6,000m ² /台	2,000m ² /台	5,000m ² /台	100戸/台	5,500m ² /台

4 条例の改正（案）の内容

【詳細】

※ 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域

対象区域	商業・近商	周辺地区等※
対象建築物	共同住宅の用途に供する部分の床面積が2,000m ² を超えるかつ50戸以上の場合	共同住宅の用途に供する部分の床面積が3,000m ² を超えるかつ50戸以上の場合
基準値（原単位）	100戸毎に1台（小数点以下切り上げ）	
遁減措置	400戸以上の共同住宅には遁減措置を設ける 400戸以上、800戸以上でそれぞれ0.5、0.25倍に遁減	

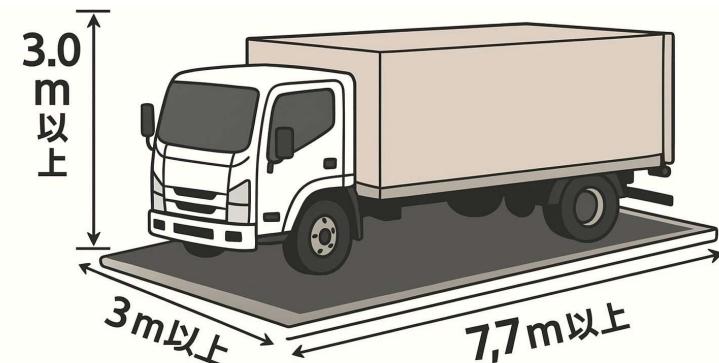


4 条例の改正（案）の内容

（2）荷さばき自動車用駐車施設の車高に係る基準の変更

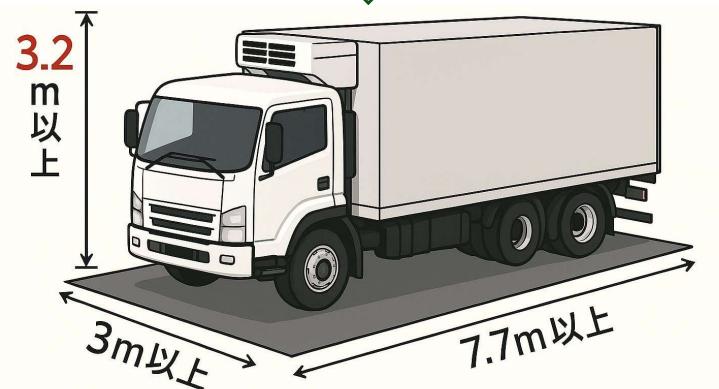
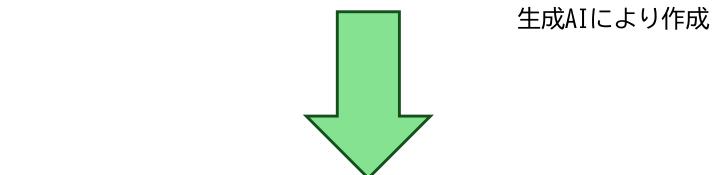
【改正前】

通常都市内の貨物の運搬に利用される貨物車を想定し、地面から天井の最も低い部分まで（はり下）の高さが3メートル以上



【改正後】

近年配送効率を重視して車高が高くなっている、近年の市街地の配送において一般的に使用されている車両（2トン車）の規格を踏まえ、はり下の高さが3.2メートル以上



生成AIにより作成

生成AIにより作成

5 今後のスケジュール

(1) パブリックコメントによる意見募集期間

令和7年12月3日（水）から令和8年1月7日（水）まで

(2) パブリックコメント実施以降のスケジュール

令和8年1月	まちづくり委員会（パブコメ実施結果報告）
令和8年2～3月	市議会への改正条例の議案提出・議案審査
令和8年3月	改正条例・施行規則公布（予定）
令和8年4月1日※	改正条例・施行規則施行（予定）

※周知期間を3か月間確保するため、新基準の適用は令和8年7月1日（予定）

川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例

平成4年12月24日
条例第54号

最近改正 令和6年12月26日 条例第77号

(趣旨)

第1条 この条例は、駐車場法（昭和32年法律第106号。以下「法」という。）の規定に基づき、建築物における駐車施設の附置等について必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 駐車施設 自動車の駐車のための施設をいう。
- (2) 特定自動車用駐車施設 駐車施設のうち、道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いざれも側車付きのものを除く。以下「特定自動二輪車」という。）以外の自動車の駐車のための施設（荷さばき用駐車施設を除く。）をいう。
- (3) 荷さばき用駐車施設 駐車施設のうち、特定自動二輪車以外の自動車の駐車のための施設で荷さばきの用に供するものをいう。
- (4) 特定自動二輪車用駐車施設 駐車施設のうち、特定自動二輪車の駐車のための施設をいう。

(周辺地区等)

第3条 法第20条第2項の規定による条例で定める地区（以下「周辺地区等」という。）は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項に規定する市街化区域（駐車場整備地区並びに商業地域、近隣商業地域並びに同法第8条第1項第1号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域及び田園住居地域を除く。）とする。

(建築物の新築に係る特定自動車用駐車施設の附置)

第4条 次の各号のいざれかに該当する建築物を新築しようとする者は、当該建築物又は当該建築物の敷地内に特定自動車用駐車施設を附置しなければならない

- (1) 駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域の区域内において、特定用途以外の用途（以下「非特定用途」という。）に供する部分（自動車及び自転車の駐車のための施設の用途に供する部分を除く。以下同じ。）の床面積（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第3号に規定する床面積（自動車及び自転車の駐車のための施設の用途に供する部分を除く。）をいう。以下同じ。）に0.75を乗じて得た面積と特定用途に供する部分（自動車及び自転車の駐車のための施設の用途に供する部分を除き、観覧場にあっては、屋外観覧席の部分を含む。以下同じ。）の床面積との合計が1,500平方メートルを超える建築物

(2) 周辺地区等の区域内において、特定用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超える建築物

2 前項に規定する建築物を新築しようとする者が附置しなければならない特定自動車用駐車施設は、次の表の（1）の項に掲げる用途に供する建築物の部分の床面積をそれぞれに対応する（2）の項に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値（小数点以下の端数があるときは、これを切り上げる。）の台数以上の規模を有するものでなければならない。

(1)	駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域の区域内	周辺地区等の区域内
	特定用途に供する部分（百貨店その他の店舗の用途に供する部分に限る。）	特定用途に供する部分（百貨店その他の店舗の用途に供する部分を除く。）
(2)	300平方メートル	350平方メートル

3 前項の規定にかかわらず、建築物の延べ面積（建築基準法施行令第2条第1項第4号に規定する延べ面積（自動車及び自転車の駐車のための施設の用途に供する部分を除く。）をいう。以下同じ。）が6,000平方メートルに満たない場合においては、当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない特定自動車用駐車施設は、前項の表の（1）の項に掲げる用途に供する建築物の部分の床面積をそれぞれに対応する同表の（2）の項に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値に、次の表により算出して得た数値を乗じて得た数値（小数点以下の端数があるときは、これを切り上げる。）の台数以上の規模とする。

駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域の区域内	周辺地区等の区域内
1,500平方メートル×(6,000平方メートル-延べ面積) 6,000平方メートル×第1項第1号の規定により算出して得た面積-1,500平方メートル×延べ面積	6,000平方メートル-延べ面積 2×延べ面積

4 第1項第1号に規定する建築物の全部又は一部を共同住宅、長屋、寄宿舎又は下宿の用途に供する場合における当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない特定自動車用駐車施設は、当該建築物の全部をその用途に供する場合には当該建築物の住戸又は住室の数に3分の1を乗じて得た数値（小数点以下の端数があるときは、これを切り上げる。）の台数以上の規模、当該建築物の一部をその用途に供する場合には前2項及び次条の規定により算出して得た台数に当該建築物のその用途に供する部分の住戸又は住室の数に3分の1を乗じて得た数値（小数点以下の端数があるときは、これを切り上げる。）の台数を加えて得た台数以上の規模を有するものでなければならない。

(大規模な事務所の特例)

第5条 前条第2項の規定にかかわらず、床面積が10,000平方メートルを超える事務所の用途に供する部分を有する建築物にあっては、その用途に供する部分の床面積のうち、10,000平方メートルを超える50,000平方メートルまでの部分の床面積に0.7を、50,000平方メートルを超える100,000平方メートルまでの部分の床面積に0.6を、100,000平方メートルを超える部分の床面積に0.5をそれぞれ乗じて得た面積の合計に10,000平方メートルを加えた面積をその用途に供する部分の床面積とみなして、同項の規定を適用する。

(建築物の増築又は大規模の修繕等に係る特定自動車用駐車施設の附置)

第6条 建築物の増築若しくは建築物の部分の用途変更により特定用途に供する部分の床面積が増加することとなるために大規模の修繕若しくは大規模の模様替（以下「大規模の修繕等」という。）をする前に既に第4条第1項の規定による面積を超えている建築物又は建築物の増築若しくは大規模の修繕等をすることにより同項の規定による面積を超えることとなる建築物について、増築又は大規模の修繕等をしようとする者が当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない特定自動車用駐車施設は、第1号に掲げる台数から第2号に掲げる台数を減じた台数以上の規模を有するものでなければならない。

- (1) 増築又は大規模の修繕等をした後の建築物を新築したものとみなした場合に前2条の規定により附置しなければならない特定自動車用駐車施設の台数
- (2) 増築若しくは大規模の修繕等をする前の建築物を新築したものとみなした場合に前2条の規定により附置しなければならない特定自動車用駐車施設の台数又は増築若しくは大規模の修繕等をする前の建築物に既に設けられていた特定自動車用駐車施設の台数のいずれか多い台数

(特定自動車用駐車施設の附置の特例)

第6条の2 前3条の規定にかかわらず、建築物の用途、建築物において行われる事業の種類、公共交通機関の利用の促進に資する措置が講じられること等により、自動車（荷さばきを行うため荷さばき用駐車施設に駐車する自動車（以下「荷さばき自動車」という。）及び特定自動二輪車を除く。第3項第1号において同じ。）の駐車需要を生じさせる程度が将来にわたり特に低いと見込まれ、かつ、当該建築物の周辺の道路の安全かつ円滑な交通に支障を生じさせるおそれがないときは、当該建築物の新築、増築又は大規模の修繕等をしようとする者は、特定自動車用駐車施設の台数の規模について前3条の規定により算出して得た台数未満の台数の規模を有するものとすることができる。

2 前項の規定の適用を受けようとする者は、規則で定めるところにより、自動車の駐車需要等に関する計画を作成し、あらかじめ、当該計画及び駐車施設の位置、規模、構造等について市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の承認を取り消すことができる。この場合において、当該承認を取り消された者は、当該承認に係る建築物又は建築物の敷地内に附置した特定自動車用駐車施設の台数の規模について前3条の規定により算出して得た台数以上の規模を有するものとしなければならない。

(1) 第1項の規定により有した特定自動車用駐車施設の台数の規模を上回る自動車の駐車需要が生じたとき。

(2) 第1項の規定により有した特定自動車用駐車施設に起因して当該建築物の周辺の道路の安全かつ円滑な交通に支障が生じたとき。

(3) 当該建築物の所有者又は管理者が正当な理由なく第13条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第6条の2の2 第4条から前条までの規定により建築物（その全部又は一部を共同住宅、長屋、寄宿舎又は下宿の用途に供するものに限る。）又は当該建築物の敷地内に特定自動車用駐車施設を附置しなければならない者が、当該建築物又は当該建築物の敷地内に荷さばきの用に供することができる場所を設けたときは、特定自動車用駐車施設を2台附置したものとみなし、その台数（当該建築物又は当該建築物の敷地内につき2台を限度とする。）は、第4条から前条までの規定により附置しなければならない特定自動車用駐車施設の台数に含めることができる。

(建築物の新築等に係る荷さばき用駐車施設の附置)

第6条の3 駐車場整備地区若しくは商業地域若しくは近隣商業地域又は周辺地区等の区域内において、特定用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超える建築物を新築しようとする者は、当該建築物又は当該建築物の敷地内に荷さばき用駐車施設を附置しなければならない。

2 前項に規定する建築物を新築しようとする者が附置しなければならない荷さばき用駐車施設は、次の表の(1)の項に掲げる用途に供する建築物の部分の床面積をそれぞれに対応する(2)の項に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値（小数点以下の端数があるときは、これを切り上げる。）の台数（10台を超える場合は、10台）以上の規模を有するものでなければならない。

(1)	駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域の区域内				周辺地区等の区域内
	百貨店その他の店舗の用途に供する部分	事務所の用途に供する部分	倉庫の用途に供する部分	特定用途に供する部分（百貨店その他の店舗、事務所又は倉庫の用途に供する部分を除く。）	特定用途に供する部分
(2)	2,500平方メートル	6,000平方メートル	2,000平方メートル	5,000平方メートル	5,500平方メートル

3 前項の規定にかかわらず、建築物の延べ面積が 6,000 平方メートルに満たない場合においては、当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない荷さばき用駐車施設は、同項の表の(1)の項に掲げる用途に供する建築物の部分の床面積をそれぞれに対応する同表の(2)の項に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値に、次の式により算出して得た数値を乗じて得た数値（小数点以下の端数があるときは、これを切り上げる。）の台数以上の規模とする。

6,000 平方メートル＝延べ面積
1 ————— 延べ面積

4 第 5 条及び第 6 条の規定は、荷さばき用駐車施設を附置する場合について準用する。この場合において、第 5 条中「前条第 2 項」とあるのは「第 6 条の 3 第 2 項」と、第 6 条中「第 4 条第 1 項」とあるのは「第 6 条の 3 第 1 項」と、「特定自動車用駐車施設」とあるのは「荷さばき用駐車施設」と、同条各号中「前 2 条」とあるのは「第 6 条の 3 第 1 項から第 3 項まで及び同条第 4 項において準用する第 5 条」と読み替えるものとする。

5 前各項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、建築物の新築、増築又は大規模の修繕等をしようとする者は、荷さばき用駐車施設の台数の規模についてこれらの規定により算出して得た台数未満の台数の規模を有するものとすることができる。

- (1) 当該建築物の用途、建築物において行われる事業の種類、公共交通機関の利用の促進に資する措置が講じられること等により、荷さばき自動車の駐車需要を生じさせる程度が将来にわたり特に低いと見込まれ、かつ、当該建築物の周辺の道路の安全かつ円滑な交通に支障を生じさせるおそれがないとき。
- (2) 当該建築物の敷地外に他の者と共同で荷さばき用駐車施設を整備することその他の代替措置により、当該建築物又は当該建築物の敷地内に荷さばき用駐車施設を整備することと同等以上の効果があるとき。
- (3) 当該建築物の構造又は当該建築物の敷地の位置、規模等から荷さばき用駐車施設を附置することが著しく困難であると市長が認めるとき。

6 前項第 1 号及び第 2 号の規定の適用を受けようとする者は、規則で定めるところにより、自動車の駐車需要等に関する計画を作成し、あらかじめ、当該計画及び駐車施設の位置、規模、構造等について市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

7 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の承認を取り消すことができる。この場合において、当該承認を取り消された者は、当該承認に係る建築物又は建築物の敷地内に附置した荷さばき用駐車施設の台数の規模について第 1 項から第 4 項までの規定により算出して得た台数以上の規模を有するものとしなければならない。

- (1) 第 5 項第 1 号の規定により有した荷さばき用駐車施設の台数の規模を上回る荷さばき自動車の駐車需要が生じたとき。

(2) 第 5 項第 1 号の規定により有した荷さばき用駐車施設に起因して当該建築物の周辺の道路の安全かつ円滑な交通に支障が生じたとき。

(3) 第 5 項第 2 号に規定する代替措置により当該建築物又は当該建築物の敷地内に荷さばき用駐車施設を整備することと同等以上の効果が生じなかつたとき。

(4) 当該建築物の所有者又は管理者が正当な理由なく第 13 条第 1 項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

8 前各項の規定により附置する荷さばき用駐車施設の台数は、第 4 条から前条までの規定により附置しなければならない特定自動車用駐車施設の台数に含めることができる。

（建築物の新築等に係る特定自動二輪車用駐車施設の附置）

第 6 条の 4 次の各号のいずれかに該当する建築物を新築しようとする者は、当該建築物又は当該建築物の敷地内に特定自動二輪車用駐車施設を附置しなければならない。

(1) 駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域の区域内において、特定用途に供する部分の床面積の合計が 1,500 平方メートルを超える建築物

(2) 周辺地区等の区域内において、特定用途に供する部分の床面積の合計が 2,000 平方メートルを超える建築物

2 前項に規定する建築物を新築しようとする者が附置しなければならない特定自動二輪車用駐車施設は、次の表の(1)の項に掲げる用途に供する建築物の部分の床面積をそれぞれに対応する(2)の項に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値（小数点以下の端数があるときは、これを切り上げる。）の台数以上の規模を有するものでなければならない。

(1)	駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域の区域内	周辺地区等の区域内
(2)	特定用途に供する部分 (百貨店その他の店舗 又は事務所の用途に供 する部分に限る。)	特定用途に供する部分 (百貨店その他の店舗 又は事務所の用途に供 する部分を除く。)
(2)	3,000 平方メートル	8,000 平方メートル

3 前項の規定にかかわらず、建築物の延べ面積が 6,000 平方メートルに満たない場合においては、当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない特定自動二輪車用駐車施設は、同項の表の(1)の項に掲げる用途に供する建築物の部分の床面積をそれぞれに対応する同表の(2)の項に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値に、次の表により算出して得た数値を乗じて得た数値（小数点以下の端数があるときは、これを切り上げる。）の台数以上の規模とする。

駐車場整備地区内又は商業地域若しくは近隣商業地域の区域内	周辺地区等の区域内
1,500 平方メートル × (6,000 平方メートル - 延べ面積)	6,000 平方メートル - 延べ面積
1 -	1 -
4,500 平方メートル × 延べ面積	2 × 延べ面積

4 第5条から第6条の2までの規定は、特定自動二輪車用駐車施設を附置する場合について準用する。この場合において、第5条中「前条第2項」とあるのは「第6条の4第2項」と、第6条中「第4条第1項」とあるのは「第6条の4第1項」と、「特定自動車用駐車施設」とあるのは「特定自動二輪車用駐車施設」と、同条各号中「前2条」とあるのは「第6条の4第1項から第3項まで及び同条第4項において準用する第5条」と、第6条の2第1項中「前3条」とあるのは「第6条の4第1項から第3項まで並びに同条第4項において準用する第5条及び第6条」と、「自動車（荷さばきを行ふため荷さばき用駐車施設に駐車する自動車（以下「荷さばき自動車」という。）及び特定自動二輪車を除く。第3項第1号において同じ。）」とあるのは「特定自動二輪車」と、「特定自動車用駐車施設」とあるのは「特定自動二輪車用駐車施設」と、同条第2項中「前項」とあるのは「第6条の4第4項において準用する第6条の2第1項」と、同条第3項中「前項」とあるのは「第6条の4第4項において準用する第6条の2第2項」と、「特定自動車用駐車施設」とあるのは「特定自動二輪車用駐車施設」と、「前3条」とあるのは「第6条の4第1項から第3項まで並びに同条第4項において準用する第5条及び第6条」と、同項第1号中「第1項」とあるのは「第6条の4第4項において準用する第6条の2第1項」と、「自動車の駐車需要」とあるのは「特定自動二輪車の駐車需要」と、同項第2号中「第1項」とあるのは「第6条の4第4項において準用する第6条の2第1項」と読み替えるものとする。

（建築物の敷地が2以上の区域にわたる場合の措置）

第7条 建築物の敷地が駐車場整備地区、商業地域若しくは近隣商業地域の区域、周辺地区等の区域又はこれら以外の区域のいずれかの2以上の区域にわたるときは、当該敷地のうち最も大きな面積を占める部分の属する区域内に当該建築物があるものとみなして、前3条の規定を適用する。

（駐車の用に供する部分の規模等）

第8条 第4条から第6条の2まで及び前条の規定により建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない特定自動車用駐車施設のうち駐車の用に供する部分の規模は、駐車台数1台につき幅2.3メートル以上で奥行き5メートル以上とし、自動車（特定自動二輪車を除く。次項において同じ。）を安全かつ円滑に駐車させ、及び出入りさせることができるものとしなければならない。ただし、当該特定自動車用駐車施設の台数（第4条第2項及び第3項並びに第5条の規定により算出して得た台数に限る。）に0.3を乗じて得た数値（小数点以下の端数があるときは、これを切り上げる。）の台数（当該建築物

の一部を共同住宅、長屋、寄宿舎又は下宿の用途に供する建築物に附置する特定自動車用駐車施設で第6条の2第1項の規定の適用を受けるものにあっては、市長が認める台数）から第6条の3第8項の規定により当該特定自動車用駐車施設の台数に含めることとした荷さばき用駐車施設の台数を減じた台数に係る駐車の用に供する部分の規模は、駐車台数1台につき幅2.5メートル以上で奥行き6メートル以上としなければならない。

- 2 第6条の3及び前条の規定により建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない荷さばき用駐車施設のうち駐車の用に供する部分の規模は、駐車台数1台につき幅3メートル以上、奥行き7.7メートル以上、はり下の高さ3メートル以上又は幅4メートル以上、奥行き6メートル以上、はり下の高さ3メートル以上とし、自動車を安全かつ円滑に駐車させ、及び出入りさせができるものとしなければならない。ただし、当該建築物の構造又は当該建築物の敷地の状態から市長が特にやむを得ないと認める場合においては、この限りでない。
- 3 第6条の2の2に規定する荷さばきの用に供することができる場所は、その規模を幅3メートル以上、奥行き6メートル以上、はり下の高さ3メートル以上とし、自動車を安全かつ円滑に駐車させ、及び出入りさせができるものとし、並びに自動車を常時出入りさせることができる箇所に設けなければならない。
- 4 前2条の規定により建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない特定自動二輪車用駐車施設のうち駐車の用に供する部分の規模は、駐車台数1台につき幅1メートル以上で奥行き2.3メートル以上とし、特定自動二輪車を安全かつ円滑に駐車させ、及び出入りさせができるものとしなければならない。
- 5 第1項及び前項の規定は、特殊の装置を用いる駐車施設で、自動車を安全かつ円滑に駐車させ、及び出入りさせができるものと市長が認めるものについては、適用しない。
- 6 市長は、前各項に定めるもののほか、駐車施設の位置、構造等について必要な技術基準を定めることができる。

（駐車施設の附置の特例）

第9条 第4条から前条までの規定により建築物又は当該建築物の敷地内に駐車施設を附置しなければならない者が、当該建築物の構造又は当該建築物の敷地の状態から当該建築物又は当該建築物の敷地内に駐車施設を附置することができないと市長が認める場合には、当該建築物の敷地からおおむね300メートル以内の場所に当該建築物又は当該建築物の敷地内に必要とされる駐車施設を設けることができる。

- 2 2以上の建築物についてそのいずれもが第4条から前条までの規定により駐車施設を附置しなければならない場合で、当該2以上の建築物の位置する地区又は地域の地形、交通事情等からみて当該2以上の建築物のために一団として駐車施設を設けることが合理的であると市長が認めるときは、当該2以上の建築物又は当該2以上の建築物の敷地内に駐車施設を附置しなければならない者は、当該2以上の建築物のために当該建築物のいずれかの建築物の敷地からおおむね300メートル以内の場所に当該2以上の建築物又は当該2以上の建築物の敷地内にそれぞれ必要とされる駐車施設を一団として設けることができる。

- 3 第1項又は前項の駐車施設を設けようとする者は、あらかじめ、その位置、規模、構造等について市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。
- 4 前3項の規定による駐車施設を設けたときは、当該建築物又は当該建築物の敷地内に必要とされる駐車施設を附置したものとみなす。
- 5 第4条から前条まで及び前各項の規定により附置され、又は設けられた駐車施設（第6条の2第1項及び第2項（これらの規定を第6条の4第4項において準用する場合を含む。）又は第6条の3第5項（第3号を除く。）及び第6項の規定の適用に係るものを除く。）に係る建築物の用途、建築物において行われている事業の種類、公共交通機関の利用の促進に資する措置が講じられていること等により、自動車の駐車需要を生じさせている程度が特に低く、及び将来にわたり特に低いと見込まれ、かつ、当該建築物の周辺の道路の安全かつ円滑な交通に支障を生じさせるおそれがないときは、当該建築物の所有者又は管理者は、附置され、又は設けられた当該駐車施設の台数を減じることができる。
- 6 前項の規定の適用を受けようとする者は、規則で定めるところにより、自動車の駐車需要等に関する計画を作成し、あらかじめ、当該計画及び駐車施設の位置、規模、構造等について市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。
- 7 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の承認を取り消すことができる。この場合において、当該承認を取り消された者は、当該駐車施設の台数の規模について第4条から第6条の4まで（第6条の2（第6条の4第4項において準用する場合を含む。）及び第6条の3第5項（第3号を除く。）から第7項までを除く。）の規定により算出して得た台数以上の規模を有するものとしなければならない。
- (1) 第5項の規定により減じることとした駐車施設の台数の規模を上回る自動車の駐車需要が生じたとき。
 - (2) 第5項の規定により減じることとした駐車施設に起因して当該建築物の周辺の道路の安全かつ円滑な交通に支障が生じたとき。
 - (3) 当該建築物の所有者又は管理者が正当な理由なく第13条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

（届出）

- 第10条 第4条から第8条まで（第6条の2第1項及び第2項（これらの規定を第6条の4第4項において準用する場合を含む。）並びに第6条の3第5項（第3号を除く。）及び第6項を除く。）の規定により建築物又は当該建築物の敷地内に駐車施設を附置しようとする者は、当該建築物に係る建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項若しくは同法第6条の2第1項に規定する確認の申請又は同法第18条第2項若しくは第4項の規定による通知をする前に、規則で定めるところにより当該駐車施設の位置、規模、構造等を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

（適用除外等）

- 第11条 次の各号のいずれかに該当する建築物については、第4条から前条までの規定は、適用しない。

- (1) 建築基準法第85条に規定する仮設建築物
- (2) 駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域の区域内において、建築物の全部又は一部を非特定用途に供する場合で、市長が特に必要がないと認めたその用途に供する建築物の部分

- 2 この条例の施行後新たに駐車場整備地区、商業地域、近隣商業地域又は周辺地区等のいずれかの区域内に属することとなった区域内において、当該いずれかの区域に属することとなった日から起算して6月以内に新築、増築又は大規模の修繕等の工事に着手した建築物については、当該いずれかの区域に属することとなった日前に属していた区域内に当該建築物があるものとみなして第4条から前条までの規定を適用する。ただし、当該建築物について、当該いずれかの区域に属することとなった日から起算して6月後に増築又は大規模の修繕等をするときは、この限りでない。

（駐車施設の管理）

- 第12条 第4条から第9条までの規定により設けられた駐車施設の所有者又は管理者は、当該駐車施設の位置、規模、構造等について、常時適法な状態に維持管理しなければならない。

（立入検査等）

- 第13条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、第4条から第9条までの規定により駐車施設を設けなければならない者又は建築物若しくは駐車施設の所有者若しくは管理者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員をして当該建築物若しくは当該駐車施設に立ち入り、検査をさせることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合は、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（措置命令）

- 第14条 市長は、第4条から第9条まで又は第12条の規定に違反した者に対して、相当の期限を定めて、駐車施設の附置、原状回復、使用制限、使用禁止その他違反を是正するため必要な措置を命ずることができる。

- 2 前項の規定による措置命令は、その命じようとする措置及び理由を記載した規則で定める措置命令書により行うものとする。

（罰則）

- 第15条 前条第1項の規定による市長の命令に従わなかった者は、500,000円以下の罰金に処する。

- 2 第13条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、200,000円以下の罰金に処する。
- 3 第10条の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、100,000円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第16条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

(委任)

第17条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例の施行期日は、市長が定める。

(平成5年6月8日規則第57号で平成5年7月1日から施行)

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に新築、増築又は大規模の修繕等の工事に着手している建築物並びにこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に都市計画法第18条又は第19条の規定により都市計画決定された事業で、施行日以後に当該事業により新築される建築物については、この条例の規定は、適用しない。ただし、これらの建築物について次の各号に掲げる増築又は大規模の修繕等をするときは、この限りでない。

- (1) この条例の施行の際現に新築、増築又は大規模の修繕等の工事に着手している建築物について、当該工事の完了後に増築又は大規模の修繕等をするとき。
- (2) 施行日前に都市計画法第18条又は第19条の規定により都市計画決定された事業で、施行日以後に当該事業により新築される建築物について、当該新築の工事の完了後に増築又は大規模の修繕等をするとき。

附 則（平成7年10月9日条例第38号）

この条例は、川崎市行政手続条例（平成7年川崎市条例第37号）の施行の日から施行する。

附 則（平成8年3月28日条例第5号）

この条例は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成4年法律第82号）附則第3条に規定する告示があった日から施行する。

附 則（平成11年3月19日条例第20号）

(施行期日)

1 この条例は、平成11年5月1日から施行する。

附 則（平成19年10月9日条例第42号）

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に新築、増築又は大規模の修繕等（改正後の条例第6条に規定する大規模の修繕等をいう。以下同じ。）の工事に着手している建築物及びこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条又は第19条の規定により都市計画決定された事業で、施行日以後に当該事業により新築される建築物については、なお従前の例による。ただし、これらの建築物について次に掲げる増築又は大規模の修繕等をするときは、この限りでない。

- (1) この条例の施行の際現に新築、増築又は大規模の修繕等の工事に着手している建築物について、当該工事の完了後に増築又は大規模の修繕等をするとき。

- (2) 施行日前に都市計画法第18条又は第19条の規定により都市計画決定された事業で、施行日以後に当該事業により新築される建築物について、当該新築の工事の完了後に増築又は大規模の修繕等をするとき。

附 則（平成21年3月26日条例第11号）

(施行期日)

1 この条例は、平成21年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に存する建築物若しくは当該建築物の敷地内に附置しなければならない特定自動車用駐車施設（川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例第2条第2項第2号に規定する特定自動車用駐車施設をいう。）であつて市長が車いす使用者のために必要と認めるもの（以下この項において「車いす使用者用駐車施設」という。）又は現に新築、増築若しくは大規模の修繕等（同条例第6条に規定する大規模の修繕等をいう。）の工事に着手している建築物若しくは当該建築物の敷地内に附置しなければならない車いす使用者用駐車施設のうち駐車の用に供する部分の規模については、改正前の川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例第8条第1項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「幅3.7メートル以上で奥行き6メートル以上」とあるのは、「幅3.5メートル以上」とする。

附 則（平成 21 年 10 月 13 日条例第 33 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に新築、増築又は大規模の修繕等（改正後の条例第6条に規定する大規模の修繕等をいう。以下同じ。）の工事に着手している建築物及びこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条又は第19条の規定により都市計画決定された事業で、施行日以後に当該事業により新築される建築物については、改正後の条例第6条の3の規定は、適用しない。ただし、これらの建築物について次に掲げる増築又は大規模の修繕等をするときは、この限りでない。
 - (1) この条例の施行の際現に新築、増築又は大規模の修繕等の工事に着手している建築物について、当該工事の完了後に増築又は大規模の修繕等をするとき。
 - (2) 施行日前に都市計画法第 18 条又は第 19 条の規定により都市計画決定された事業で、施行日以後に当該事業により新築される建築物について、当該新築の工事の完了後に増築又は大規模の修繕等をするとき。

附 則（平成 27 年 3 月 23 日条例第 23 号）

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 20 日条例第 19 号）

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 10 月 18 日条例第 68 号）

この条例は、平成 30 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 12 月 26 日条例第 77 号）

この条例は、公布の日から施行する。